

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02357

研究課題名（和文）教育財政における公私分担・配分構造の再構築と財政原則に関する研究

研究課題名（英文）structure of public/private sharing and allocation in education finance and fiscal principles

研究代表者

貞廣 齋子（Sadahiro, Saiko）

千葉大学・教育学部・教授

研究者番号：80361400

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、現代の教育資源の調達、負担／分担、公的教育資源の配分を対象とした定量的・定性的な実証研究である。その問題意識の核心は、社会的公正の実現や教育をめぐる諸課題を見据えた際に、現在の教育資源に関わる制度・構造・動態がどのように評価され得るのかという点にある。検証の結果、今後の資源配分の方針として、第一に、均等な条件整備原則を脱すること、すなわちもしくは適用範囲を限定すること、第二に、就学義務以外の在り方を前提とした配分システムを組み込むこと等を導出した。更に、政策規範の観点からは、一つの制度に複数の価値・規範が反映されたりする在り方を検証した上で、重なりあう合意の導入を提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

社会的経済的背景の違いを理由として、真に必要な教育を受けることができない子どもたちや、学校内外にグラデーションを伴ったニーズを抱える子どもたち、例えば、伝統的な一校校に通えない／通わない子どもたちや、学校で居づらい思いを抱えている子どもたちが、緩やかに公教育に繋がりがながらも教育を受ける権利が保障されるための在り方を、教育資源配分の側面から検証し、具体的な制度設計とそれを支える政策規範を提示した。

研究成果の概要（英文）：This study is a quantitative and qualitative empirical study of contemporary educational resource sharing and allocation. The core of the problematic consciousness is how the current system, structure, and dynamics related to educational resources can be evaluated when looking at the realization of social justice.

As a result of the examination, the following directions for future resource allocation were derived: First, the allocation system based on the principle of necessity; second, an allocation to places of learning other than traditional public schools. Furthermore, from the perspective of policy norms, we examined how multiple values and norms can be reflected in a single system, so proposed the introduction of overlapping agreements in education policy making.

研究分野：教育財政、教育行政、教育政策

キーワード：教育資源配分 社会的公正 政策規範 教育を受ける権利 教育の質保証

1. 研究開始当初の背景

今日、教育に関わる財や資源の負担・調達・配分・供給の構造を巡って、多様なあり方の混在と再編が同時並行的に進行している。従来、我が国の教育は、公教育費を含めて、公的負担率が低く、各家庭が負担する私的負担が相対的に高い公私混合型(末富 2010)であり、公教育の配分においては面の平等による均等配分(苅谷 2009)がなされているとされてきた。しかし今日では、これまで家計が私的に負担してきた補習学習などの領域に、公的財政が入り込んだり、その逆が存在したりするなど、新たな相互乗り入れ領域が成立しつつある。更に、そうした流動性と同時に、公私両者の負担および資源の調達元は、家庭の経済力や教育戦略、更には地域によって多様であり、水平的にも一様には捉えきれない(貞広 2013)。加えて、こうした状況を「格差」と捉える議論があり、教育無償化政策が検討されたり、フリースクールへの公費補助が議論されたりするなど、個別的な政策論議が行われていると同時に、根強い受益者負担マインドも存在する(中澤 2014)。財政制度を見ても、特別な配慮が必要な児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒数を基にした必要配分原則が義務教育国庫負担制度に導入される(2017年度予算から)など、公財政支出における資源配分原則も、大きな転換期を迎えているといえる(多様な資源を研究対象とすることから、白石(2000)に倣い、「配分」としている)。

但しこうした転換点にあっても、各々の現象や政策が個々人の選択行動や個別の政治的創発の結果であるため、議論は離散的に行われるに留まり、配分原則自体を再考する試みは低調である。しかし転換期こそ、個別的議論に終始せず、社会的公正の観点からみた政策のバランス及び首尾一貫性(同じ政策方向性)の担保と、政策の価値序列(宮本 2006)が必要である。即ち、教育財政における公私分担・配分構造の実態と特質を実証的に解明し、その上で改めて望ましい分担や配分のあり方と財政原則を検討しなければならない。

2. 研究の目的

本研究では、教育に関わる財や資源の負担・調達・配分・供給の構造について、今日の動態的状况を明らかにし、財政原則の再検討を行うことを目的とする。その上で、社会的公正実現の側面からみた政策オプション、制度改革の方向性を導出・提示する。

3. 研究の方法

実証分析：教育費の公私負担関係構造及び再編の地域別分析

まずは、我が国の教育における公私分担関係の構造と再編状況を地域別に明らかにする目的で、学校外補習学習費負担構造を地域特性別に把握する。特に、地域別の負担構造(クロスセクショナル)とその再編構造(時系列変化)とを、複数の地域特性と関連づけて把握する。

国際比較：新たな公教育供給方式と必要配分原則の組み合わせ

諸外国における公教育の供給方式及び均等配分と必要配分原則を組み合わせた公教育費配分システムの配分方式、その根拠、配分実態及び課題を、文献調査とフィールド調査を通じて検証する。新たな公教育の供給方式については英国(academy及びfree school)と、必要配分原則の配分方式については英国(pupil premium)とスウェーデン(Socioekonomisk resursfördelning)を分析対象とする。

ケース・スタディ：地方の創発的政策の経緯と実態

地域・自治体における公私分担関係再編のパターンを検証するため、給食費無償制度導入自治体のうち、地域特性の異なる3自治体を抽出し、政策アクターへのインタビュー及びフィールド調査を行う。

新たな財政原則の開発

～の知見を参照し、アンサンブル分析を通じて、社会的公正の実現と社会的包摂に資する価値/規範の同定と、新たな財政原則の開発を目指す。ただし本研究では、唯一の価値や原理が存在するという分析的政治哲学に見られる立場からは距離を置く。むしろ価値の多元性を前提とし、根本的な一致というよりも、価値序列を問う応用的立場をとる。換言すれば、例えば資源の希少性制約(Rawls 1971=2010: sec22)等を前提とし、実行可能性(feasibility)を視野においた検討を行う。

4. 研究成果

以下、紙幅の観点から、3 - (国際比較)の観点を中心に、具体的な成果を述べた上で、3 - に関わる総括的知見を提示する。

(1) 社会経済的背景に配慮した資源配分システム1 - スウェーデンのシステムを参照して -

スウェーデンの教育資源配分システム(Socioekonomisk resursfördelning)は、社会的包摂の実現と格差是正を目指し、社会経済的背景の差異に配慮した配分を行うシステムである。我が国のシステムのオルタナティブと、その再構築に向けて検討すべき課題を明らかにする目的で、研究対象として取り上げた。検討にあたっては、特に、社会経済的背景の差異への配慮という観点に加え、投入と成果の連動による効果検証、データの整備と活用、透明性を担

保した明確な配分式等の観点に着目して検討を行った。具体的な検討は、スウェーデン地方自治体協会（SKR：Sveriges Kommuner och Regioner）（旧：SKL）が発行している諸資料、および同協会担当者に実施したインタビューデータを主な対象データとして実施し、適宜、学校教育庁（Skolverket）、学校監督庁（Skolinspektionen）、スウェーデン中央統計局（SCB：Statistiska centralbyrån）等の資料も参照して行った。

その結果、スウェーデンにおける社会経済的背景に配慮した教育資源配分システムでは、ニーズやリスクを想定した戦略的な傾斜的配分を行っているだけでなく、データを活用して配分の結果を検証し、その検証を基にシステム自体を絶えず修正することを一連の仕組みに組み込んでいる特徴を持つことが明らかになった。言い換えれば、教育財政のシステムが、社会的公正の実現を目的に、エビデンスに支援されたPDCAサイクルを基に成り立っているといえる。なお、ここでいう社会的公正とは、全ての人々が一定水準以上の成果を達成することを支援するという考え方である。我が国においても、達成の多様性を許容しないことは現実的ではないことから、スウェーデン同様に「一定水準の達成」という考え方が、資源配分を見直す現実的な選択肢となるかもしれない。ただし、制度比較の観点からは、その実現にあたって、理論的・制度的に乗り越えなければならない障壁が複数存在することも明らかになった。

まず、社会経済的背景の差異への配慮という観点は、システム再設計の原点になるが、周知の通り、我が国の制度は、学級を単位とする均等配分を基本とする特徴を持ち、個人の差異を前提に傾斜的配分を行う動きや思考は低調である。一部では傾斜的な資源配分の萌芽も観察されるが、それらはあくまでも例外であるといえる。加えて、制度を支える社会的マインドとしても、教育を自己責任論の観点から捉える傾向が強く（中澤2014）（矢野他2016）、予め与えられた条件（家庭の社会的経済的背景や親の教育期待）が低い故に十分な教育達成を得られないことに対して、社会がどこまで責任を負うのかについては、積極的な議論すら十分に行われていない。更に、仮にスウェーデン同様、全ての子どもに「一定水準以上の達成を目指す」ことを想定し、社会的公正を実現しようとする場合も、我が国では、「共通に保障される最低限の教育」については、あまり論じられて来なかった（赤井2010）（宮口2020）経緯もある。今後は、これまでの様に、教育資源を負担の問題として議論するのではなく、教育の社会的効用から再吟味し、その体系化と共有を行うことが求められる。

次に、投入と成果の連動による効果検証の観点では、我が国でも新自由主義的政策設計の流れを受け、定量的データで教育効果を事後的に検証し、次の政策立案に活かそうとするエビデンスに基づく政策立案（EBPM）が拡がりつつある。ただし、これらの取り組みは、事後評価検証（アウトカム評価）に焦点化されており、検証の結果が投入全体を圧縮する圧力として機能することはあれ、投入にバリエーションを持たせて、成果と連動させた検証を行う志向は低調である。一定のスタンダードによる事前規制で質を担保する強固な制度（インプット規制）があることも、その遠因である。

データの整備と活用は、実際に制度として実装する際、最大の障壁となる点である。我が国では、依拠しうる良質なデータだけでなく、データの分析・翻訳・支援を行う中間組織も不在状況にある。それ故、おのずと、透明性を担保した明確な配分方式の実現も難しい。具体的には、合理的な必要配分の基礎となる学習状況、例えばPISAや全国学習状況調査の二次分析も、個人間の格差は正の知見という観点からは十分行われていない。今後は、良質なデータに支えられたファクトやエビデンスに基づいた議論の展開に向け、スウェーデンの地方自治体協会の様なエビデンスの仲介者・翻訳者たる中間組織機能の創設も必要である。

（2）社会経済的背景に配慮した資源配分システム2 - イギリスのシステムを参照して -

英国の教育資源配分システムの一つであるPupil Premium Grant（以下、PPG、2011年～）は、スウェーデンのシステム同様、教育に関わる公的資源を、生徒の困難性に応じて傾斜的に配分する制度である。教育達成格差縮小を目指した明示的制度は、その存在自体にも社会的意義がある。

本研究では、これらの背景を前提に、同制度を取り上げたが、検討にあたっては、制度そのものだけでなく、政策規範に着目し、特に、通常の制度設計や政策デザインでは複数の価値の組み合わせを構想することは可能（佐野2020）もしくは必要であるという立場から、複数価値の同時実現を希求する制度の一例として、PPGを取り上げた。具体的には、政策体系や一つの政策や制度の中に、公正、公平、平等、包摂と、効率、効果等が共存するという制度の在り方と実態から、我が国の政策オプションについて、検討を行った。研究の方法としては、予算・統計データなどの文献調査・公開データ分析と併せて、教育省の関連施策担当者や学校長・学校の財務担当者（スクールビジネスマネージャー）等を対象とした訪問インタビュー調査のデータを用いて、量的データと質的データの両面から予算配分と運用実態等を明らかにした。

分析の結果、同制度は、格差縮小による社会的公正の実現と、効率性の追求という二つの規範を、試行錯誤しながらも、同時に両立させて実現しようとしていることが明らかになった。具体的には、明示的配分式による透明性を担保した傾斜的配分を行うことで、格差縮小を行おうとする規範と、エビデンスを用いたシステムティックレビューによって、効率的な資源活用を義務づける規範、更にそうした意思決定を支援する機関（Education Endowment Foundation：教育基金財団。以下、EEF）と、同財団が公開しているツールキットの存在である。

市場の形成、経営主義、成果主義が先導すると評価される英国の教育政策(Ball 2017:50-61)に、格差縮小の壮大なスキームがビルトインされている意外性は、教育制度・政策による価値の実現という点から重要な意味がある。一見すると、格差を是正しようとする傾斜的配分制度(PPG)と、エビデンス駆動型効率化(EEF)とが混在していることは、奇妙な組み合わせにも見えよう。しかしこの組み合わせは、複数の相異なる多様な価値が混在し、その中で両立を目指さなければならない一種のディレンマ状況の下、英国が、複数価値の同時実現を目指すために見いだした妥協点(Wolf 2019=2016:46-48、佐野 2020)でもある。非理想理論が提示する通り、現実の制約で完全な理想状態をすぐさま実現できない場合は、特定のある具体的状況のもと、何を優先して実現していくかという順位付けと、次善策を必要とする(佐野他 2021:54)。一方の規範や価値のみが真実で、他方は全て排除されるということは、現実的でも適切でもないだけでなく、合意や納得性の調達を困難にする。公正を実現しようとするからこそ、むしろ効率性確保といかにバランスを取るかが求められるのである。英国のPPGの在り方は、社会の価値が多元化していることを重く受け止め、唯一の政策上の解決策や態度は無いことを共有した上での(Wolf 2019=2016:6, 263-264, 290) それでも明白な不正義は減らそうとする(Sen 2009=2011:2) 制度的現実解の具現形であろう。PPGの在り方や制度改善プロセスからは、複数の政策規範を組み合わせ、そのバランスを取りながら、社会的公正と効率性確保の両立を図ろうとする試行錯誤のプロセスを見出すことができる。

(3) 総合考察：政策規範に関わる含意

本研究は、現代の教育資源の調達、負担/分担、公的教育資源の配分を対象とした定量的・定性的な実証研究である。その問題意識の核心は、社会的公正の実現や教育をめぐる諸課題の解決を見据えた際に、現在の教育資源に関わる制度・構造・動態がどのように評価され得るのかという点にある。この問題意識は、それ自体に結論の方向性を含んでいる。すなわち、現在の制度・構造・動態には、特に社会的公正という点から課題があること、従って、改善の余地があること、そのためには、具体的な政策オプションの提示とそれを正当化する規範的根拠が必要なこと、更に付言すれば、公私分担・混合のグレイ・ゾーンの中に、新たな公共性を再生させる必要があるということである。

この問題意識に呼応して、本論が答えるべき問いとして設定したのが、普遍的教育機会の保障に関わる公私分担の構造はどのようになっているのか、公的教育資源配分制度にはいかなるバリエーションがあるのか、誰が公的教育資源を統治するのか、という点である。これらの問いは、表面的には単純であるが、考察の過程には対象や手法の多様性を必要とする。教育資源に関わる事象は、同時発生的に変化のプロセスにある上、国内外というマクロスケールにおいても、世帯間というミクロスケールにおいても、多様に入り組んだ動態的構造を抱えているからである。そのような観点から、本論では、検証にあたって、対象・フィールド、データ、分析手法のバリエーションを強く意識した。

得られた知見を総括するにあたり、以下では、教育政策を支える価値/規範について、どのような含意が導き出されるか、検討したい。

教育に関わる諸改革や教育資源配分が、社会的公正(justice)や平等(equality)を担保して実現されるためには、条件整備や質保証を巡る基本原理をも見直していく必要に迫られる。もちろん、それは容易なことではない。例えば、基本原理の一つである平等を巡っては、政治哲学や経済学の分野でも、それぞれ政治参加の平等や分配の平等論が論じられ、「機会の平等」「結果の平等」「潜在能力の平等」「資源の平等」「必要性充足の平等」などといった多くの概念が提案されてきた。これらの議論の混在・錯綜を称して、Dworkin et al (2000=2002:7)は、平等はもはや絶滅危惧種であると宣告している。ただし、こうした現実を見て、それを不要と考えるのは拙速であろう。平等をはじめとし、諸々の政策規範は、事実の判断であるだけでなく、掲げられるべき理念であり、向かうべき目標でもある(森本 2015:1)。その存在は、社会の良心であり、規範無くしては、不都合な真実が存在しても、社会的に存在しないものとして既成事実化していきかねない。

この立場に立つと、少なくとも本研究の知見からは、教育領域では、ニーズ(切に必要な要求)の多様性保障を普遍的教育機会に含み込み、格差是正を優先度の高い社会的価値とする新しい公共領域の再定位が、現行の政策規範のオルタナティブとして示される。加えて、その公共領域は、公的資源の配分によって、例えば傾斜的配分システムの導入や効果検証を含めて、戦略的に保証されるだけでなく、財政民主主義を基本とし、専門的知見に支援された透明性を担保して行われる政策オプションによって、実現され得る道筋が析出される。

但し、本論では、これらを実現する政策規範として、唯一の真理があるというよりも、公正、公平、平等、包摂等を相対的に優先度の高い規範として共有すると同時に、優先度が相対的に低い規範として「効率」等が共存するといった幅のある価値/規範の在り方を追求するプラグマティックな立場を取る。加えて、大枠の優先順位は固定しながらも、その程度に関しては、スウェ

ーデンと英国の制度実態の異同が示す通り、社会状況や文化によるバリエーションを許容せざるを得ないとする。

確かに、改革推進力の観点からも、社会的公正の実現という点からも、唯一の広く共有された規範があることが望ましい。しかし、本論では、いくつかの観点から、そうした完全なる一貫性の美学からは距離を取る。

まず、複雑化した社会は、理想を完全に実現するようには出来ていない。政策的コントロールが及ぶ範囲も限られている。従って、現実には、可能な限り合理性を追求しながらも、政策的には、理論的には正しいが、現実的ではない結論は避ける必要に迫られる。今後、想定し得ない社会の変化も吸収し、変わりゆく課題に試行錯誤的に応答していく政策の観点からは、優先度を繰り返し、場合によっては新たな規範を適宜追加していくことで変化を吸収する機動的な在り方にアドバンテージがあるとする。

第二に、通常の制度設計や政策デザインでは、複数の価値の組み合わせを構想することは可能であり、そのような構想の試行錯誤自体が議論の質を向上させるとともに、ある種の教育的効果も期待できる（佐野，2013：71）。一般的に、政策は、目的手段関係として認識される傾向があると同時に、予算の増減といった量の問題に還元される傾向があるが、こうした議論に規範の観点から向き合うことで、実は複数の価値判断同士の問題であることが認識される様にもなる。

第三に、上記のような可変性や不安定さは、タイムトレンド（経時的）と同時に、クロスセクショナル（横断的）にも観察される。Wolf（2019：263-264）は、人々の抱く価値観や道徳的規範が多様化しており、全ての人々が納得し、全員が納得して受け入れる理想はない状況を甘くみない必要があると指摘する。換言すれば、過剰な一貫性の追求や立場の差異の強調は、どこかでやめなければ、社会的公正の実現に一步近づくベターな政策的合意を妨げる。実際の政策は、ときに非合理的な現実を踏まえつつ、その場その場での政治的解決の連続によって、その全体像が作られているのである。

第四に、従って、こうした厳しく、且つ現実的な見通しに立つと、「どのような人からも望むものを奪い過ぎない政策を作りあげていく努力が必要」（Wolf，2019：273-274）という立場が、譲れない最低限の評価軸として浮上しよう。すべての当事者が必ずしも全面的に自らの価値観を否定せずとも、なお制度設計や政策選択に資するあり方が求められる。

同評価軸は、相対性を想定する平等主義（egalitarianism）に代わって提示される優先主義（priority view）- より平等な状況となることに本質的な意義を認めるのではなく、恵まれないものの絶対的立場を改善することを優先的に考慮する - と同符号する考え方である。言い換えれば、「その受け手が誰であろうと、等しい便益に等しい重みを与えるのではない。恵まれない者へ便益にはより大きな便益を与えるべき」（Parfit, 2000：101）ということになる。これは、我が国の均等配分システムを他国のシステムも参照して再考し、教育資源の傾斜的配分の導入を検討する際に、それを理論的に支える知見となりうると考える。

<引用文献>

- ・赤井 伸郎（2010）「財政学・公共経済学からみた義務教育財政システムの分析視角と論点（発表1，義務教育財政制度研究の論点と課題，課題研究1，III 大会報告）」『日本教育行政学会年報』（36）：205-207.
- ・Dworkin, R., and Virtue, S. (2000). *The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, M.A.: Harvard University Press. (=2002, 小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社.)
- ・苅谷剛彦（2009）『教育と平等』中公新書.
- ・宮口誠矢（2020）「就学義務制の再考」大桃敏行・背戸博史編『日本型公教育の再検討』岩波書店.
- ・中澤渉（2014）『なぜ日本の公教育費は少ないのか - 教育の公的役割を問い直す』勁草書房.
- ・Rawls, J. (1971). *A Theory of Justice*, Cambridge, M.A.: Belknap Press of Harvard University Press. (=2010, 川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店.)
- ・貞広 斎子（2013）「学校外補習学習費の私的負担傾向からみた教育戦略と地域特性：教育費の公私のゆらぎを巡って（I <特集1> 転機にある教育政策）」『日本教育政策学会年報』（20）：41-55.
- ・Sen, A. (2009). *The Idea of Justice*. London. Allen Lane. (=2011, 池本幸生訳『正義のアイディア』明石書店.)
- ・白石裕（2000）『分権・生涯学習時代の教育行政』京都大学出版会.
- ・末富芳（2010）『教育費の政治経済学』勁草書房.
- ・Wolf, J. (2019). *Ethics and Public Policy: A Philosophical Inquiry* (2nd.ed.). London and New York: Routledge. (=2016, 大澤 津・原田 健二朗訳『「正しい政策」がないならどうすべきか：政策のための哲学』勁草書房.)
- ・矢野 眞和・濱中 淳子・小川 和孝（2016）『教育劣位社会 教育費をめぐる世論の社会学』岩波書店.
- ・森本あんり（2015）『反知性主義 - アメリカが生んだ「熱病」の正体』新潮選書.
- ・佐野 亘（2013）「規範的政策分析の確立に向けて」『公共政策研究』（13）：65-80.
- ・佐野 亘・松元雅和・大澤津著（2021）『政策と規範』ミネルヴァ書房.
- ・Wolf, J. (2019). *Ethics and Public Policy: A Philosophical Inquiry* (2nd.ed.). London and New York: Routledge. (=2016, 大澤 津・原田 健二朗訳『「正しい政策」がないならどうすべきか：政策のための哲学』勁草書房.)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 5件／うち国際共著 1件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 貞広 齋子	4. 巻 30
2. 論文標題 社会経済的格差縮小を目指す教育資源配分とその政策規範 - 英国Pupil Premiumに着目して -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本教育政策学会年報	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 貞広 齋子	4. 巻 47
2. 論文標題 社会経済的背景に配慮した教育資源配分の制度原則とシステム-スウェーデンの配分システムを参照して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本教育行政学会年報	6. 最初と最後の頁 146-164
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hino Kimihiro、Ikeda Erika、Sadahiro Saiko、Inoue Shigeru	4. 巻 18
2. 論文標題 Associations of neighborhood built, safety, and social environment with walking to and from school among elementary school-aged children in Chiba, Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 International Journal of Behavioral Nutrition and Physical Activity	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1186/s12966-021-01202-y	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 貞広 齋子	4. 巻 27
2. 論文標題 パンデミックが加速する学校システムの変革と課題 - Society5.0時代の教育の質保証と社会的公正確保に向けて -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 教育制度学研究	6. 最初と最後の頁 24 - 42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Saiko SADAHIRO	4. 巻 69
2. 論文標題 Increasing Influence of Macro and Micro Politics in Education Policymaking in Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 千葉大学教育学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 49 - 56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木 敬・貞広 齋子	4. 巻 69
2. 論文標題 学校事務職員のカリキュラム・マネジメント参画の実現に関する研究 - 若手学校事務職員の校内研修に着目して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 千葉大学教育学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 197 - 204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 貞広 齋子	4. 巻 44
2. 論文標題 国際アセスメント時代における教育行政	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本教育行政学会年報	6. 最初と最後の頁 158 - 159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 貞広 齋子	4. 巻 85 - 2
2. 論文標題 教育主体の多様化に対する公財政支出の公共性確保 : 制度設計の観点から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 教育学研究	6. 最初と最後の頁 162-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 貞広 齋子	4. 巻 11
2. 論文標題 学校の小規模化に対応した校長の役割とリーダーシップ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 リーダーズ・ライブラリ	6. 最初と最後の頁 34 - 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 貞広齋子
2. 発表標題 中央政府レベルの教育政策EBPMの制度設計 - その課題と方向性 -
3. 学会等名 日本教育政策学会 第28回大会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 貞広齋子
2. 発表標題 教育達成格差縮小を目指す教育資源配分と再調整のシステム：英国Pupil Premiumと学校間連携の並立に着目して
3. 学会等名 日本教育経営学会 第60回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 貞広齋子
2. 発表標題 「令和の日本型学校教育」を担う教師の研修：その実装は可能なのか
3. 学会等名 東北教育学会第 78 回大会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Saiko Sadahiro
2. 発表標題 Educational policymaking in Japan: Increasing influence of politics (invited presentation)
3. 学会等名 2019 KEAS International Symposium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Saiko Sadahiro
2. 発表標題 Are Multi-School Organizations Effective?: Comparative studies of multi-academy trusts in the United Kingdom and networking of schools and communities in Japan (査読有)
3. 学会等名 World Education Research Association 2019 Focal Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Saiko Sadahiro
2. 発表標題 Variation in the educational policy transfers in Japan - A focus on the external and internal contexts (査読有)
3. 学会等名 World Education Research Association 2019 Focal Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 貞広 齋子
2. 発表標題 社会経済的背景に配慮した教育資源配分の可能性 : スウェーデンの配分システムを基に
3. 学会等名 日本教育行政学会 第54回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 本図愛実・貞広斎子 他	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ジダイ社	5. 総ページ数 230
3. 書名 グローバル時代のホールスクールマネジメント	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------